

にいがたフォレスト・ワーク支援事業実施要領

昭和 46 年 8 月 4 日付け林第 886 号
新潟県農林水産部林政課長通知
最終改正：令和 4 年 5 月 16 日

この事業の実施については、新潟県林業関係交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第 1 趣旨

当県は、県土の約 7 割を森林が占め、その森林資源は人工林を中心に成熟しつつある。森林資源の成熟に伴って林業の作業内容は造林や保育から素材生産へと移行しつつあり、またその担い手も自家労働力から林業経営体へと移行しつつある。これらのことから、林業経営体に雇用される専門的林業労働者の確保・育成が必要となっている。

当県の豊かな森林資源を適切に保全しつつ県産材の安定供給体制を確立するため、新規就業者の確保・育成、高い技術・技能を持った林業技術者の養成及び意欲と能力のある林業経営体の育成を一体的に行う。

第 2 事業の種類

本事業は、次に掲げる対策により構成する。

- 1 緑の新規就業対策
- 2 担い手確保対策・基幹林業就業者等養成
- 3 意欲ある林業経営体育成対策
- 4 林業労働災害防止対策

第 3 事業内容等

第 2 に掲げる対策の実施につき必要な事項は、別添 1 ～ 4 に定めるとおりとする。

第 4 交付金の交付

新潟県（以下「県」という。）以外の者が実施主体である場合において、県は、要綱に定めるところにより実施主体に交付金を交付するものとする。交付対象とする経費は次の表に掲げるとおりとする。

区 分	内 容
技術者給	事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。
賃 金	事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
謝 金	事業を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。
旅 費	事業を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の旅費とする。
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料、資料購入費、修繕料等とする。
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、薬剤散布費、わなかけ費、伐倒費、労災保険料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車税環境性能割等とする。
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、航空機巡視等の委託料とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
講習費	事業を実施するために追加的に必要となる安全教育、技術講習等の受講に必要な経費とする。

第5 事業の実施

新潟県林業労働力確保支援センター及び林業・木材製造業労働災害防止協会新潟県支部が実施主体である場合の実施方法は、以下のとおりとする。

1 事業計画の作成

実施主体は、様式1により事業計画を作成し、新潟県知事（以下「知事」という。）の承認を受けるものとする。知事は、事業計画を承認したときは、その旨を実施主体に通知するものとする。

2 交付決定前の着手

事業の着手は原則として交付金交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない事情により早期に着手する必要がある場合は、実施主体は、様式2により交付決定前着手届を知事に提出するものとする。この場合において、交付金の交付が受けられなかったときは自己資金による事業とする。

3 事業計画の変更

実施主体は、承認された事業計画の変更をする場合には、要綱第5の規定に基づく事業計画変更承認申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

4 実施状況の報告

事業は、承認された事業計画に基づいて行うものとし、実施にあたっては、別に定めるところにより知事の求める書類を提出するものとする。

附則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月16日から施行する。

別添 1

緑の新規就業対策

1 目的

この事業は、林業への新規就業及び新規参入の増加を目的とする。
林業就業を目指して学ぶ学生に対し直接支援を行うとともに、若年層や中山間地の住民等を対象に、就業先としての林業の普及啓発を行う。

2 事業内容

(1) 緑の青年就業準備給付金事業

林業就業に向けて、県の認定する研修機関において必要な知識の習得を行う青年に対し、給付金を給付する。

なお、この事業については、新潟県緑の青年就業準備給付金事業実施要領（平成 28 年 3 月 28 日付け林第 1019 号林政課長通知）で定めるところにより行うものとする。

(2) 就業意欲喚起・体験研修促進

就業先としての林業の認知度向上並びに林業への就業意欲の醸成を図るため、主として学生等の若年層を対象に、就業ガイダンス、林業体験講習等の行事を実施する。

(3) 調査・研究

人材育成に関する課題解決のため、求職者や林業就業者等への意識調査、検討会の開催等を行う。

3 実施主体

2の(1)及び(3)については、県とする。

2の(2)については、新潟県林業労働力確保支援センターとする。

4 対象経費

要領第 4 の表に掲げる経費とする。

5 提出書類

実施主体が県以外の者である場合は、実施主体は、事業完了の日までに、様式 3 により実施状況を知事に報告するものとする。

担い手確保対策・基幹林業就業者等養成

1 目的

この事業は、林業労働力の確保・育成・定着の促進を目的とする。
就業希望者と林業経営体の双方に対して求人・求職に関する情報提供を行うとともに、林業就業者の知識・技術・技能の習得に役立つ研修を行う。
また、異業種から新たに参入する事業体と認定事業体との協業などを支援するものとする。

2 事業内容

(1) 受入体制円滑化

林業への就業希望者への支援として、広報誌やウェブサイトを利用した情報提供、就業に関する相談及び就業先の紹介を行う。また、就業の受け皿となる林業経営体への支援として、経営基盤の強化や就業者の受入条件整備等に関する指導・助言を行う。

(2) 新規参入普及啓発

異業種の事業体に対する林業の普及・啓発のため、林業や認定事業体についての説明会のほか、現場での林業機械等の見学会を開催する。

(3) 新規参入促進

新たに林業に参入する事業体等の林業技術習得のため、新規参入事業体と認定事業体が協業し、OJTを行う機会を提供する。

なお、この事業については、森林（もり）の事業体育成支援事業実施要領（令和2年6月10日付け林第262号林政課長通知）で定めるところにより行うものとする。

また、新たに林業に参入する事業体に高性能林業機械の利用機会を提供する。
なお、この事業については、新規参入事業体実践サポート事業実施要領（令和3年5月6日付け林第156号林政課長通知）で定めるところにより行うものとする。

(4) フォレストワーカー育成研修

「研修修了者に係る登録制度の運用について」（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）第2の規定に基づく林業作業士（フォレストワーカー）（以下「FW」という。）の育成のために必要な研修を実施する。

(5) その他林業就業者を対象とする技能研修

高性能林業機械の構造・機能、素材生産コストや作業システム等、林業就業者の能力向上に役立つ研修を実施する。

3 実施主体

2の(1)、(4)及び(5)については、新潟県林業労働力確保支援センターとする。

2の(2)については、県とする。

2の(3)の森林(もり)の事業体育成支援事業実施要領により行うものについては、別に定める要件を満たす認定事業体とする。

2の(3)の新規参入事業体実践サポート事業実施要領により行うものについては、認定事業体として未認定、又は原則として初回認定後5年以内の事業体とする。

4 対象経費

要領第4の表に掲げる経費のほか、2の事業を行うのに要する新潟県林業労働力確保支援センターの運営費とする。

5 提出書類

(1) 実施状況の報告

実施主体は、2の(1)の事業を実施したときは、事業完了の日までに、様式4により実施状況を知事に報告するものとする。

(2) 研修開催要領の提出

実施主体は、2の(4)及び(5)の研修を実施しようとするときは、事前に、研修の目的、対象者、開催日時、会場、講師、日程、内容その他必要な事項について記載した開催要領を知事に提出するものとする。

(3) 研修受講生の報告

実施主体は、研修の受講生が決定したときは、2の(4)のFW育成研修の場合は様式5により、その他の研修の場合は様式6により知事に報告するものとする。

(4) 研修修了生の報告

実施主体は、研修の修了者について、2の(4)のFW育成研修の場合は様式7により、その他の研修の場合は様式8により知事に報告するものとする。

意欲ある林業経営体育成対策

1 目的

この事業は、意欲と能力のある林業経営体の育成を図ることを目的とする。

素材生産の拡大や経営基盤の強化及び雇用条件の改善等に取り組む林業経営体を支援するとともに、高い意欲と能力で業界をリードする林業労働者・林業経営者の養成を図る。

2 事業内容

(1) 森林施業プランナー育成研修

森林施業プランナーになり得る者を対象に、「森林施業プランナー育成研修認定制度実施細則（平成25年4月1日付け森林施業プランナー協会通知）」第3条の研修認定要件を満たす研修を実施する。

(2) 安全管理体制推進

安全管理者、安全衛生推進者又は安全推進者になりうる者等を対象に、労働安全衛生セミナー、リスクアセスメントについての講習等を実施する。

(3) 経営力向上支援

林業経営体の経営基盤の強化及び雇用条件の改善を支援するため、セミナー等を開催する。

(4) 経営指導専門家派遣

事業拡大や経営改善に取り組む林業経営体に専門家を派遣し、経営診断に基づく助言等を行う。

3 実施主体

2の(1)、(3)及び(4)については、新潟県林業労働力確保支援センターとする。

2の(2)については、県とする。

4 対象経費

要領第4の表に掲げる経費とする。

5 提出書類

(1) 研修開催要領の提出

実施主体は、2の(1)の研修を実施しようとするときは、事前に、研修の目的、対象者、開催日時、会場、講師、日程、内容その他必要な事項について記載した開催要領を知事に提出するものとする。

(2) 研修受講生の報告

実施主体は、2の(1)の研修の受講生が決定したときは、様式6により知事に報告するものとする。

(3) 研修修了生の報告

実施主体は、2の(1)の研修の修了者について、様式8により知事に報告するものとする。

別添 4

林業労働災害防止対策

1 目的

林業における労働災害の発生は極めて高水準にあり、機械化に伴う新たな作業体系に対応した災害防止対策も必要となっている。

この事業は、地域における総合的な取組みを通じて、林業における労働安全衛生の確保を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 安全管理体制整備

林業労働安全衛生に関する専門的知識を有する者を養成し、事業場の巡回指導や安全講習等の活動を実施する。

このうち事業場の巡回指導については、林業労働安全衛生に関する専門的知識を有する者の中から適当と認める者を、実施主体が安全衛生指導員に委嘱し、その者が実施主体の定める方針に従って実施するものとする。

(2) 一人親方等特殊健康診断

林業における振動障害を予防するため、健康保険の対象とならない一人親方等を対象に振動障害に係る特殊健康診断を実施する。

この特殊健康診断については、「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」（昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 609 号労働基準局長通達）に定める項目について行うものとし、対象者は、振動機械を自ら使用し、林業の作業を行うことを常態とする者とする。

(3) 蜂アレルギー抗体検査

蜂刺傷災害による死亡災害を防止するため、林業労働者を対象とする蜂アレルギー抗体検査を実施する。

3 実施主体

林業・木材製造業労働災害防止協会新潟県支部

4 対象経費

要領第 4 の表に掲げる経費のうち、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

5 提出書類

(1) 安全衛生指導員の報告

実施主体は、安全衛生指導員を委嘱したときは、様式9により知事に報告するものとする。

(2) 実施状況の報告

実施主体は、事業完了の日までに、様式10により実施状況を知事に報告するものとする。